

## 8月1日より、父子家庭の父も児童扶養手当の対象となります

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日(日)から父子家庭の父も児童扶養手当の支給対象となります。
- 児童扶養手当を受給するためにはいきいき広場での申請(認定請求)が必要です。地域福祉グループにお問い合わせのうえ、11月30日(火)までに忘れずに手続きをしてください。(8月～11月分の手当の支給は、12月となります)11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)  
※県・市遺児手当を同時申請された場合、県遺児手当は申請の当月、市遺児手当は申請の翌月からの支給になります。

### 児童扶養手当とは？

◆父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### 父子家庭の支給要件は？

- ◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。 ※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、地域福祉グループにご相談ください。
- ①父母が婚姻を解消した子ども
  - ②母が死亡した子ども
  - ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
  - ④母の生死が明らかでない子ども
  - ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

### 手当額(月額)は？

- ◆受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。(所得制限があります。) ※個々の手当額については、地域福祉グループにお問い合わせください。
- 児童1人の場合  
全部支給:41,720円 一部支給:41,710円～9,850円
  - 児童2人以上の加算額  
2人目:5,000円、3人目以降1人につき:3,000円
- ※支給月は4～7月分が8月、8～11月分が12月、12～3月分が4月となります。



### 父子家庭の方が受給するためには？

- ◆児童扶養手当を受給するには、いきいき広場での申請が必要です。
- ◆支給の時期についての取扱いは以下のとおりです。
- 11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。
    - ・7月31日までに支給要件に該当している方  
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
    - ・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※8月～11月分が支給されるのは12月です。
- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、地域福祉グループに早めにお問い合わせのうえ、11月30日までに手続きをしてください。
- ※県・市遺児手当を同時申請された場合、県遺児手当は申請の当月、市遺児手当は申請の翌月からの支給になります。

### 申請手続きに必要なものは？

- ◆申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票、そのほか書類が必要です。詳しくは、地域福祉グループにお問い合わせください。

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ児童扶養手当担当 ☎52-9871